野洲市にぎわいづくり市民会議委員を公募します

平成27年３月に策定した野洲駅南口周辺整備構想に定める健康をテーマにしたにぎわいづくりについて意見交換を行う市民会議の委員を募集します。

野洲駅前に整備を計画しているにぎわいづくりの拠点である「交流/商業施設」の整備方針等について、市の活性化を図る視点から意見をいただきます。

任　　期…平成29年５月～平成30年３月（予定）
募集人数…２人程度
応募資格…18歳以上の市内在住・在勤者
任期内に４回程度開催する会議（平日の日中、２時間程度）に継続して出席できる人
応募・問い合わせ…４月３日(月)～17日(月)までに住所、氏名、年齢、性別、電話番号、勤務先（市内在勤者）を記入の上、「応募の動機および交流/商業施設を活用したにぎわいづくりに関する意見や考え方」（800字程度／様式自由）を添えて郵送、ファクスまたはＥメールのいずれかで企画調整課（〒520－2395野洲市小篠原2100番地１）☎587－6039、FAX586－2200、Ｅメールkikaku@city.yasu.lg.jp

※委員構成は、18人以内となります。
※委員の選考は、レポート、年齢および性別等総合的な審査により行います。
※選考結果は、応募者全員に通知します。
※提出書類は返却しません。
※委員会への出席には謝礼をお支払いする予定です。

野洲市障がい者基本計画等策定委員会委員を公募します

市の障がい福祉サービス等の必要な見込量等を計画する「第５期野洲市障がい福祉計画」を策定する委員会の委員を募集します。

平成29年度が第４期障がい福祉計画の最終年度となることから、平成30年度から平成32年度までの３年間における障がい福祉サービスの必要量確保のための方策等を審議していただきます。

任　　期…平成29年４月～市へ答申する日
募集人数…３人程度
応募資格…18歳以上の市内在住・在勤者
応募・問い合わせ…４月10日(月)～24日(月)までに住所、氏名、年齢、性別、電話番号、勤務先（市内在勤者）を記入の上、「応募の動機および障がい福祉に関する意見や考え方」（800字程度／様式自由）を添えて郵送、ファクスまたはＥメールのいずれかで障がい者自立支援課（〒520－2395野洲市小篠原2100番地１）☎587－6087、FAX586－2177、Ｅメールjiritu@city.yasu.lg.jp

※委員構成は、15人以内となります。
※年齢、性別やレポート等を総合的に審査し、選考します。
※選考結果は、応募者全員に通知します。
※提出書類は返却しません。
※委員会への出席には謝礼をお支払いする予定です。

野洲市議会議員一般選挙
10月22日 投開票

３月２日に開催された野洲市選挙管理委員会で、任期満了（10月31日）に伴う野洲市議会議員一般選挙の日程が決まりました。

告示は10月15日(日)、投開票日は10月22日(日)です。なお、立候補予定者説明会の日程などは後日決定します。

問い合わせ…野洲市選挙管理委員会事務局（総務課内）
☎587－6038、FAX587－4033

明るい選挙キャラクター
選挙のめいすいくん

野洲市立地適正化計画を公表しました！

市では、３月31日に都市再生特別措置法に基づく「野洲市立地適正化計画」を公表しました。

この計画は、「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の考えに基づき、少子高齢化の進展および人口減少社会の到来を見据え、「住みたい・住み続けたい」と思われる暮らしやすい都市づくりを進める計画です。

この計画の公表により、都市機能誘導区域外で行う商業施設・病院・診療所等の開発、建築等の際には、工事着手の30日前までに市への届出が必要となります。

詳細は、市ホームページをご覧ください。

また、ご不明な点は都市計画課までお問い合わせください。

多極ネットワーク型コンパクトシティ

○医療・福祉施設、商業**施設や住居等がまとまって立地**し、あるいは、
○高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく**公共交通により医療・福祉施設や商業施設等にアクセス**できるなど、
○日常生活に必要なサービスや行政**サービスが住まいなどの身近に存在**する

「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を目指す。

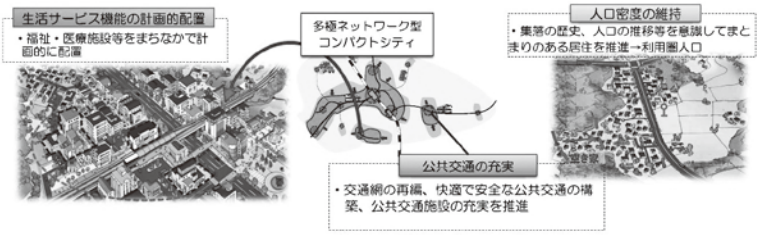

出典）改正都市再生特別措置法等について（国土交通省）

○開発行為

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合。

○開発行為以外

①**誘導施設を有する建築物を新築**しようとする場合
②建築物を**改築**し**誘導施設を有する建築物とする場合**
③建築物の**用途を変更**し**誘導施設を有する建築物とする場合**

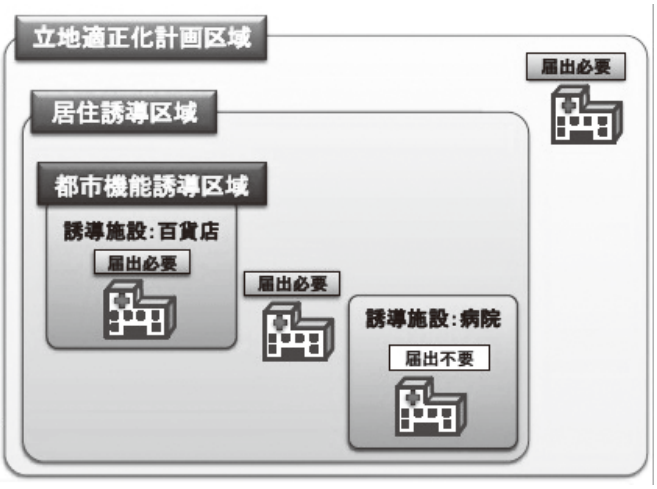

出典）立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）

都市機能誘導区域とは…医療・福祉・商業等の都市機能を都市の拠点で維持・確保することにより、各種サービスの効率的な提供を図る区域のことです。市では、中心拠点（JR野洲駅周辺）と地域拠点（北部合同庁舎周辺）に都市機能誘導区域を設定しています。

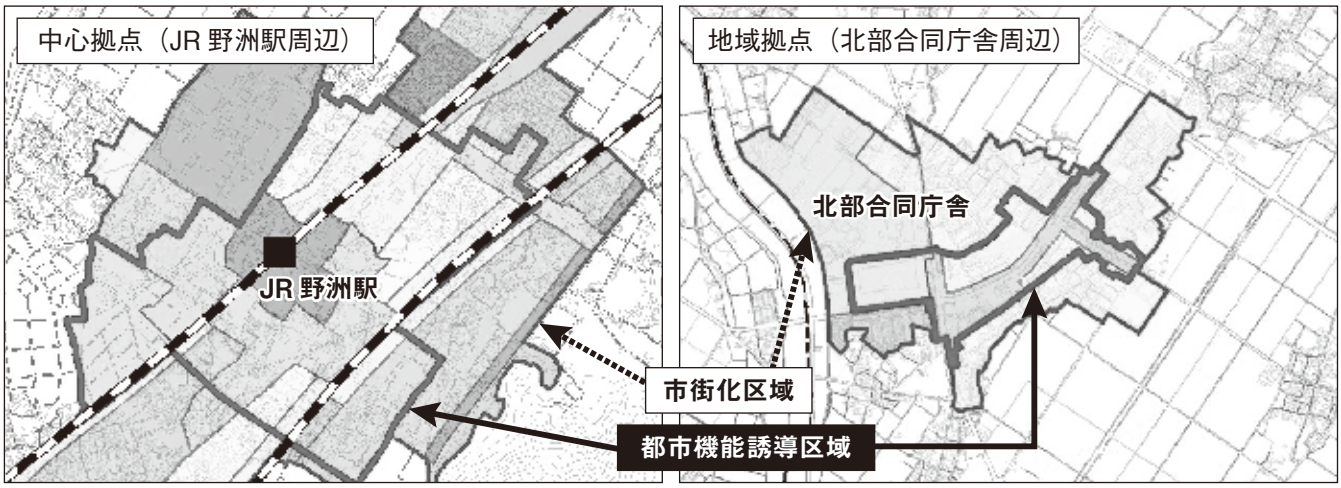

問い合わせ…都市計画課☎587－6324、FAX586－2176

臨時福祉給付金（経済対策分）
～給付事業のお知らせと手続きのご案内～

申請期間：4月20日㈭～10月20日㈮

臨時福祉給付金は、平成26年４月の消費税率引上げによる影響を緩和するため、所得の少ない人に対し、制度的な対応を行うまでの間、暫定的・臨時的な措置として実施するものです。

対　象…次の①②に該当する人

①平成28年１月１日に野洲市に住民登録（住民票）がある人

②平成28年度の市民税（均等割）が課税されず、かつ、市民税（均等割）が課税されている人に扶養されてない人

※平成28年度臨時福祉給付金（３千円）の支給要件と同じです。

【市民税（均等割）が課税されない人の計算例】

前年中（平成27年中）の合計所得金額が次の金額以下の人

a 扶養親族のいない人…28万円

b 扶養親族のいる人…28万円×（扶養親族数＋１）＋16.8万円

※生活保護の被保護者、平成28年１月１日以降に死亡した人は支給の対象となりません。

支給額…15,000円／人　※１回限り

手続きの流れ…

①申請書の送付

４月中旬に、支給対象となる可能性のある人に申請書、案内文および返信用封筒を送付します。

②申請書の提出

- 原則郵送での申請をお願いします。
- 窓口での受け付けは４月20日㈭～５月２日㈫までは市役所本館１階会議室、それ以降は社会福祉課で行います。

③給付金の支給

申請書の受け付け後、審査により決定通知および不支給決定通知を順次送付します。

支給が決定した人は、決定通知送付後、指定の口座へ振り込みします。

問い合わせ…

厚生労働省　給付金専用ダイヤル
☎0570－037－192

野洲市専用給付金コールセンター
☎0120－78－8638
（開設期間／４月19日～５月２日）

市社会福祉課臨時福祉給付金担当
☎587－2392、FAX586－2177

皆さんの身近な相談相手
行政相談委員が委嘱されました
任期は4月1日～平成31年3月31日

古川　邦彦さん
☎589-2330

川端　芳美さん
☎587-1361

行政相談委員は、行政相談委員法に基づき、総務大臣から委嘱され、国の事務（国道、一級河川、年金、健康保険、雇用保険、労災保険、戸籍、登記、国税など）に関する苦情などの相談を受け付け、助言や関係機関に対する通知などを行っています。

困ったときは、気軽に行政相談委員までご相談ください。相談は無料・予約不要・秘密厳守です。

相談日…毎月第３火曜日

場　所…市役所本館１階相談室

問い合わせ…市民生活相談課☎587－6063、FAX586－3677、滋賀行政評価事務所行政相談課☎523－1100

※インターネットによる行政相談も受け付けています。

ホームページhttps://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html

B型肝炎ワクチン任意接種費用の一部助成のお知らせ

幼児がＢ型肝炎ウィルスに感染すると、持続感染状態（キャリア化）になりやすく、将来、肝臓の病気につながる可能性があります。感染者が１歳未満の場合は90％、１歳～４歳の場合は20～50％、それ以上の年齢になると、１％以下で持続感染状態に移行します。ウィルス感染および肝臓の病気の発症予防のため、平成29年度にＢ型肝炎ワクチンを任意接種した幼児に対して、接種費用の一部を公費助成します。

対　　象…接種日において満１歳以上～４歳未満の幼児
※ＨＢｓ抗原陽性者の胎内または産道においてＢ型肝炎ウィルスに感染した恐れのある人で抗ＨＢｓ人免疫グロブリン投与に併せて組換え沈降Ｂ型肝炎ワクチンの投与を受けた人は除く

対象期間（助成期間）…接種日が平成29年４月１日～平成30年３月31日

助成回数…３回まで／人

【通常の任意接種スケジュール】

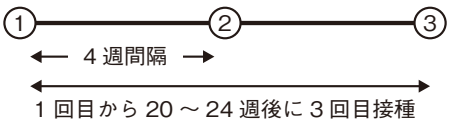

助 成 額…3,000円／回
※実施協力医療機関が定めた接種料金から**3,000円を引いた差額は自己負担**となります。
生活保護世帯は全額公費助成（接種日の２週間前までに健康推進課へ申請が必要。要印鑑）

持 ち 物…母子手帳、健康保険証など住所がわかるもの、接種費用（差額分）

実施協力医療機関…次のとおり　※事前予約要

【野洲市内】

実施協力医療機関名	電話番号	住　所
えとうクリニック	575-8808	吉地1193-１
希望が丘クリニック	586-4106	市三宅2354番地
澤田医院	588-5855	冨波甲1087番地１
たちいり小児科医院	588-0141	久野部198-１
田中医院	589-2113	比江816番地
もりおか小児科医院	586-4900	三上2112番地９
野洲病院	587-1332	小篠原1094番地
吉川医院	589-3901	吉川928番地

【守山市内】
実施協力医療機関は、お問い合わせいただくか市ホームページをご覧ください。

その他…健康被害の救済措置については、他の任意予防接種の取り扱いと同様に独立行政法人医薬品医薬機器総合機構の医薬品副作用被害救済制度となります。

高齢者肺炎球菌予防接種対象者の個別通知のお知らせ

平成29年度の高齢者肺炎球菌予防接種の対象者は65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる人で過去に一度も高齢者者肺炎球菌ワクチンを受けたことがない人です。

接種対象年齢の人には、４月下旬に個別通知（ハガキ）を送付します。接種を希望される場合には、個別通知（ハガキ）、本人確認ができるもの（保険証等）および接種費用を持参し、実施医療機関に予約の上、接種を受けてください。

個別通知が送付されるまでに、接種を希望される人はお問い合わせください。

【注　意】
個別通知が届いた人であっても、過去に高齢者肺炎球菌ワクチンを受けた人は定期接種対象外となります。

問い合わせ…健康推進課☎588－1788、FAX586－3668

生活困窮者に対する税金他の延滞金減免基準を制定しました

生活困窮者の生活再建支援を目的として、税、後期高齢者医療保険料または下水道受益者負担金・分担金の延滞金減免に関する基準を制定し、平成29年４月１日から施行します。

この基準で定める主な要件は、次の①②を満たしていることです。

①税、後期高齢者医療保険料または下水道受益者負担金・分担金の本体の金額とその督促手数料を完納していること

②やむを得ないと認められる場合があること
（例：生活困窮、失業、災害、破産など）

詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ…
市民生活相談課・消費生活センター☎587－6063、納税推進課☎587－6013、保険年金課☎587－6081、上下水道課☎589－6432

保育士等の保育料補助制度を始めます

小学生以下の児童を養育されている保育士の資格等を有する人が、市内の保育所等に勤務して頂いた場合に保育料の一部を補助する制度を始めます。

詳しい内容はお気軽にお問い合わせください。

必要な資格	保育士の資格または幼稚園、小学校、中学校、高等学校および中等教育学校の教諭となる資格
就労要件	あらたに市内保育所、幼稚園、こどもの家（学童保育所）で週30時間以上かつ３カ月以上勤務など
補助内容	養育されている児童にかかる保育料の1／4を補助 （月額13,500円、２年間を限度）

問い合わせ…こども課（三方よし人材バンク）
☎587－6052、FAX586－2176、
Eメールkodomo@city.yasu.lg.jp

各障がい者手当の額が改定されます

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の額が平成29年度から0.1％の引き下げとなります。これは平成28年全国消費者物価指数の実績値によるものです。

	手当額（月額）	
	平成28年度	平成29年度
特別児童扶養手当１級	51,500 円	51,450 円
特別児童扶養手当２級	34,300 円	34,270 円
特別障害者手当	26,830 円	26,810 円
障害児福祉手当	14,600 円	14,580 円
経過的福祉手当	14,600 円	14,580 円

問い合わせ…障がい者自立支援課
☎587－6087、FAX586－2177

～市障害者等日常生活用具給付事業～ ストマ装具の給付対象者を拡大します！

市では、在宅の重度の障がい者（児）の日常生活の便宜を図ることを目的に特殊寝台や人工喉頭、点字器など49種目の日常生活用具の給付事業を行っています。

この事業の対象となっている排泄管理支援用具のストマ装具（消化器系・尿路系）の支給は、身体障害者手帳を所持していることの他に、在宅であることを条件としていましたが、平成29年４月から入院または入所している場合も給付の対象となります。

対象となるのは４月以降に購入する用具です。給付を受けるには障がい者自立支援課に交付申請書を提出いただく必要がありますので、該当する人は事前にお申し出ください。

問い合わせ…障がい者自立支援課
☎587－6087、FAX586－2177

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ

4月1日から 後期高齢者医療保険料の軽減内容が変わります

■被用者保険の被扶養者であった人の均等割額の軽減割合が変わります

後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険（職場の健康保険等）に加入している人に扶養されていた人（被扶養者）の保険料の軽減割合が、次のように変わります。

≪改正前（平成28年度保険料まで）≫

均等割額　９割軽減

↓

≪改正後（平成29年度保険料から）≫

均等割額　７割軽減

○後期高齢者医療制度での加入年数に関わらず一律変更されます。
○所得割額は引き続き課されません。
○所得が少なければ、所得が低い人に対する軽減が受けられる場合があります。

■所得割額の軽減割合が変わります

所得割額の算定基礎となる所得の額（※注１）が58万円を超えない人の所得割額の軽減割合が、次のように変わります。

≪改正前（平成28年度保険料まで）≫

所得割額　５割軽減

↓

≪改正後（平成28年度保険料から）≫

所得割額　２割軽減

※注１　「所得割額の算定基礎となる所得の額」は、総所得金額等（※注２）から基礎控除額の33万円を差し引いた額となります。
※注２　「総所得金額等」とは、前年中の総所得金額、山林所得、分離課税の土地・建物、株式等の譲渡所得金額等の合計額です。（詳しくはお問い合わせください。）

■均等割額の所得範囲が拡大されます

均等割額が５割または２割軽減される対象となる人の所得の範囲が、次のように拡大されます。

◎均等割額が５割軽減される人

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない人

≪改正前（平成28年度保険料まで）≫

「基礎控除額（33万円）」＋「26.5万円×世帯の被保険者数」

↓

≪改正後（平成29年度保険料から）≫

「基礎控除額（33万円）」＋「27万円×世帯の被保険者数」

◎均等割額が２割軽減される人

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない人

≪改正前（平成28年度保険料まで）≫

「基礎控除額（33万円）」＋「48万円×世帯の被保険者数」

↓

≪改正後（平成29年度保険料から）≫

「基礎控除額（33万円）」＋「49万円×世帯の被保険者数」

◆上記の軽減内容変更は、いずれも平成29年度の保険料から適用されます。
◆均等割額９割軽減、8.5割軽減に該当される人の均等割額は、軽減内容に変更ありません。
◆お一人ごとの保険料の額は、６月中旬に算出・決定し、７月に郵便でお知らせします。
◆平成30年度以降も軽減内容の変更が予定されています。変更内容についてはお問い合わせください。

問い合わせ…滋賀県後期高齢者医療広域連合☎522－3013、ホームページhttp://www.shigakouiki.jp/
市保険年金課☎587－6081、FAX586－2177